

船橋市小規模水道取扱要領

第1 趣旨

この要領は、船橋市小規模水道条例（平成14年船橋市条例第55号、以下「条例」という。）及び船橋市小規模水道条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく小規模専用水道及び小規模簡易専用水道に関し、申請書等の諸様式及び運用上必要とされる指導事項を定め、その取扱いを明確にし、業務の円滑な施行を図ることを目的とする。

第2 定義

1 小規模水道

(1) 水の供給を受ける者の数

条例第2条第1号の「50人以上の者」とは、次の各号により算定されるものであること。

ア 共同住宅、宅造地等における居住人数

イ 学校、幼稚園、保育所等における職員数及び学童、園児数

ウ 病院、療養所等における職員数及び病床数

エ 旅館、ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員

オ ゴルフ場、遊園施設等における従業者数及び利用定員

カ その他事業所における従業者数

(2) 臨時に施設されたもの

条例第2条第1号の「臨時に施設されたもの」とは、夏期のみ利用する海浜の宿泊施設における水道や工事現場等でおおむね6か月以内で工事完成とともに撤去される水道等をいうものであること。

2 小規模専用水道

条例第2条第2号で定める「小規模専用水道」とは、井戸水等の自己水源によるもの、自己水源及び水道事業から供給を受ける水（水道水）を併用するもの、専用水道及び小規模専用水道から供給される水を水源とするもの等が該当するものであること。

3 小規模簡易専用水道

条例第2条第3号で定める「小規模簡易専用水道」とは、水道法で規定する「簡易専用水道」に対応するもので、受水槽の有効容量の合計が10m³以下である小規模水道をいうものであること。

第3 小規模専用水道

1 届 出

(1) 確認申請

ア 条例第5条の規定による小規模専用水道の工事設計の確認に際しては、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」に準拠すること。

イ 条例第7条の規定による確認等の通知は、当該工事の設計が条例第4条に定める施設基準に適合することを確認したときにあつては小規模専用水道布設工事確認通知書（別記様式第1号）に、適合しないと認めたときにあつては小規模専用水道布設工事設計不適合通知書（別記様式第1号の2）に、申請書の添付書類によっては適合するかしなないかを判断することができないときにあつては小規模専用水道布設工事設計不確認通知書（別記様式第1号の3）によること。

ウ 条例第6条第2項第3号で定める工事設計書に記載すべき水源の水質検査の結果とは、水源、原水について行った水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表中1の項から20の項まで、32の項から47の項まで、49の項から51の項までの事項に関する検査結果の記載を指導するものとする。

(2) 給水開始前の検査

ア 条例第8条第2項の規定による船橋市保健所長（以下「保健所長」という。）の行う施設検査は、規則第5条第3項に定める小規模専用水道施設に係る次の事項について行うこと。

（ア）工事設計どおりの施設となっているか

（イ）水槽内に工事残渣は混入していないか、清掃、洗浄が行われているか

（ウ）立入禁止措置及び汚染防止措置はとられているか

（エ）給水末端における遊離残留塩素濃度は0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合0.4mg/L）以上保持しているか

（オ）消毒設備の作動は正常か

（カ）主要管路や水槽等において漏水はないか

（キ）給水栓末端での水圧は適当か

（ク）各施設の設置場所等は維持管理に支障ないか

イ 条例第8条第2項の規定による施設検査の結果については、同条第1項の規定により、規則第5条第2項で定めるところにより実施された水質検査の結果を含め総合的に判断し、合格、不合格を小規模専用水道施設検査結果通知書（別記様式第2

号)により設置者に通知すること。

なお、不合格の場合はその理由を具体的に指摘し、改善終了後再度検査を実施するものであること。

(3) 既設水道施設利用の小規模専用水道の届出

ア 小規模専用水道でない水道が水道施設の工事を伴わず小規模専用水道となった場合は、小規模専用水道届出書（別記様式第3号）に次の書類を添付した届出を指導するものとする。

(ア) 小規模専用水道に該当するに至った経過を記載した書類

(イ) 給水末端における水質検査の結果を記載した書類

(ウ) その他確認申請に準ずる書類

イ アの届出を受理した場合は、その内容を審査し、施設に不備が認められるときは適宜指導するものとする。

(4) 無確認工事の届出

条例第5条に定める確認を受けずに布設工事が行われた場合は、当該布設工事を行った者から始末書等を徴収し、1の(3)アの取扱いに準じ届出を指導するものとする。

(5) 設置者の地位承継の届出

設置者の地位の承継については、小規模専用水道変更届（規則第3号様式）による届出を指導するものとする。

(6) 布設工事着手延期の届出

ア 条例第5条に定める確認を受けた設計に係る布設工事の着手が予定日より長期に延期する場合には、小規模専用水道布設工事延期届出書（別記様式第4号）による届出を指導するものとする。

イ 小規模専用水道布設工事延期届出書が未提出で、会社倒産等により申請者が存在せず、かつ長期間工事未着手であることを調査確認した場合は、台帳上廃止として取り扱うものとする。

(7) 設置中止の届出

条例第5条に定める確認を受けた設計に係る布設工事が着手されなかった場合において、当該確認の申請者が当該小規模専用水道とする意思を放棄したときは、小規模専用水道布設工事中止届出書（別記様式第5号）による届出を指導し、廃止として取り扱うものとする。

(8) 廃止の届出

ア 小規模専用水道が給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなった場合は、小規模専用水道廃止届（規則第4号様式）による届出を指導するものとする。

なお、給水人数の減少により、小規模専用水道でなくなる場合は適正規模への施設縮小、給水方法の変更等を指導するものとする。

イ 条例第5条に定める確認を受けた設計に係る布設工事が着手された後、当該確認の申請者が当該施設を小規模専用水道とする意思を放棄したときは、小規模専用水道廃止届（規則第4号様式）による届出を指導するものとする。

なお、工事の完了予定年月日を過ぎても給水開始前の届出がない場合は、現地調査を行い、適宜指導するものとする。

(9) 浄水受水小規模専用水道の届出

浄水受水小規模専用水道（専用水道もしくは小規模専用水道から供給される水のみを水源とする小規模専用水道）については、次により取り扱うものとする。

ア 条例第6条第2項第3号に規定する「水質検査の結果」については、当該小規模専用水道に水を供給する専用水道もしくは小規模専用水道の浄水の水質検査結果書の写しの添付を指導するものとする。

イ 再塩素消毒設備については、次によること。

(ア) 給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持できないことが予想される施設については、布設工事時点での設置を指導するものとする。

(イ) その他の施設については、給水開始後の実績により必要性を判断し指導する。

(10) 届出等の写し

条例第6条第1項に定める確認申請、条例第9条に定める変更の届出（施設の名称、申請者・設置者の氏名及び住所、並びに水道事務所の所在地に係るものを除く）、及び(4)の届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えるよう指導する。

2 維持管理

保健所長は規則第8条に定める衛生上必要な措置のほか、次項を指導するものとする。

(1) 管理体制の整備

ア 図面等の整備

第3の1(10)に基づく届出の写し、及び維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。

イ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行った場合はその記録を作成し、保存すること。

なお、その保存期間は次による。

給水開始前、定期及び臨時の水質検査結果	5 年
定期及び臨時の健康診断の結果	1 年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

ウ 連絡通報体制

通常から水道施設や水源の監視を行い、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡体制を整備すること。

(2) 衛生管理

ア 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じること。

イ 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

ウ 残留塩素の保持

給水末端における遊離残留塩素濃度は常に 0.1 mg/L （結合残留塩素濃度の場合 0.4 mg/L ）以上確保するよう消毒設備の調整を行うとともに、消毒薬の予備を備えること。

(3) 施設管理

ア 定期点検

水道施設各部（沈砂、貯水、ろ過、消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

イ 水槽等の定期的清掃

各種水槽は、1年に1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は、臨時の清掃を行うこと。

(4) 水質管理

ア 毎日の水質検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行うこと。

イ 定期の水質検査

(ア) おおむね6か月ごとに水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査（以下「全項目検査」という。）を実施すること。

全項目検査に際しては、微生物指標である水質基準に関する省令の表中1の項及び2の項について可能な限り原水での検査を実施し、地表水等の混入のおそれのないことを確認するよう努めること。

(イ) 水質基準に関する省令の表中3の項から8の項まで、10の項、12の項から31の項までの検査に関しては、水源の種別及び施設、環境の状況等から水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合には、水質検査の結果が水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね1年に1回以上とすることができる。また、水質基準値の2分の1を超えない場合は、おおむね3年に1回以上とすることができる。

(ウ) 水質基準に関する省令の表中32の項から37の項まで、39の項から45の項までの検査に関しては、水源の種別及び施設、環境の状況等から水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合には、水質検査の結果が水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね3年に1回以上とすることができる。

(エ) 浄水受水小規模専用水道は、(ア)の定めにかかわらず水質基準に関する省令の表中3の項から5の項まで、7の項、8の項、12の項から20の項まで、33の項、36の項、37の項、39の項及び41の項から45の項までの検査に関しては省略することができる。

ただし、水の供給を受ける水道の水質検査で、当該項目の状況が把握できない場合は省略することはできない。

(オ) 浄水受水小規模専用水道は、水質基準に関する省令の表中6の項、10の項、21の項から32の項まで、34の項、35の項、40の項の検査に関しては、水質基準値を超えない場合は、水質検査をおおむね3年に1回以上とすることができる。

なお、この間は水の供給を受ける水道の水質検査で状況を把握すること。

ウ 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に定期の水質検査の検査項目に準じて実施すること。

(ア) 水源の変更、浄水工程、施設・設備に変更・更新などがあったとき

(イ) 水源等の水質が著しく悪化するなど異常があったとき

- (ウ) 取水地域の環境が変化するなど、水質に影響が起きるおそれがあるとき
- (エ) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症等が流行しているとき
- (オ) その他公衆衛生上必要のあるとき

(5) 薬品の管理

- ア 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等の関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備すること。
- イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については、その使用方法を適正に行うとともに、薬品の安全管理には万全を期すこと。

(6) 健康診断

ア 定期の健康診断

沈砂槽、貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者は、年1回以上、病原体がし尿に排泄される感染症の有無について健康診断を行うこと。

イ 臨時の健康診断

検診対象者に病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、その感染症について臨時の健康診断を行うこと。

3 水質管理計画の策定

施設の管理者は、水道施設に関して次の事項について計画を策定すること。

- (1) 水質検査の項目、検査の頻度
- (2) 消毒剤の濃度管理方法
- (3) 設備機器類の維持管理方法
- (4) 浄水処理を行っている場合、当該設備の維持管理方法
- (5) その他、施設・設備の衛生的な維持管理、水質管理に関すること

4 報告の徴収

条例第8条第1項に定める給水開始前届出及び本要領第3の1の(3)アに定める小規模専用水道届出を行った小規模専用水道施設にあつては、水道水質の状況を把握するまでの当面の間は水質検査結果について、次により報告を徴収するものとする。

なお、既存の小規模専用水道施設にあつても、水道水質の状況を把握していないと判断した場合は、上記と同様に取り扱うものとする。

検査の種類	報告の期限	報告様式
-------	-------	------

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	翌月の10日まで	水質検査月報（別記様式第7号）によること
規則第2条に規定する検査項目等により行う検査	結果判明後速やかに	検査成績書の写し等を添付すること

第4 小規模簡易専用水道

1 届出

(1) 給水開始の届出

ア 小規模簡易専用水道については、小規模専用水道と異なり、工事着手前の確認を要せず、条例第13条第1項の規定により給水開始後の届出を指導するものとする。

イ 条例第13条第1項の届出については、小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）（別記様式第8号の2）の添付を指導するものとする。

(2) 変更の届出

法人代表者の変更等の届出者の人格に変更を生じないものについては、届出を要しないものとする。

(3) 既設水道施設利用の小規模簡易専用水道

小規模簡易専用水道でない水道が水道施設の工事を伴わず小規模簡易専用水道となった場合は、小規模簡易専用水道届出書（別記様式第6号）に次の書類を添付した届出を指導するものとする。

ア 小規模簡易専用水道に該当するに至った経過を記載した書類

イ その他給水開始の届出に準ずる書類

(4) 廃止の届出

小規模簡易専用水道が給水人数の減少、施設規模の拡大、縮小又は消滅等により小規模簡易専用水道でなくなった場合は、小規模簡易専用水道廃止届（規則第7号様式）による届出を指導するものとする。

2 維持管理

保健所長は規則第8条に定める衛生上必要な措置のほか、次項を指導するものとする。

(1) 管理体制の整備

ア 図面等の整備

維持管理を行っていくうえで必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。

イ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び水質検査を行った場合はその記録を作成し、保存すること。

ウ 連絡体制の整備

水道施設の異常を発見した時は、直ちに適切な措置が講じられるよう連絡通報体制を整備すること。

(2) 衛生管理

ア 立入禁止措置

水道施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置及び施錠等の措置を講じること。

イ 汚染の防止

汚水の流入や逆流及び漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

ウ 残留塩素の保持

給水末端で遊離残留塩素濃度を0.1 mg/L以上（結合残留塩素濃度の場合は0.4 mg/L以上）保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

(3) 施設管理

ア 定期点検

水道施設について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

イ 水槽の定期的清掃

各種水槽は、1年に1回以上定期的に清掃するほか、特に水あかや沈積物が多い等必要がある場合は臨時の清掃を行うこと。

(4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

第5 立入検査及び行政措置

立入検査及び行政措置については、船橋市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。

第6 台帳の作成及び保管

1 小規模専用水道の台帳（別記様式第8号の1）は、保健所において作成し、各届出事項及び指導事項等を記入するものとする。

2 小規模簡易専用水道の台帳は、小規模簡易専用水道設置届に添付される施設概要書（別

記様式第8号の2)に整理番号、届出年月日等を記入後台帳とし、各届出事項及び指導事項を記入するものとする。

3 廃止台帳は永年保存とするものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の適用の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の適用の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年1月29日から適用する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

小規模専用水道布設工事設計適合通知書

船橋市小規模水道条例第 6 条の規定により 年 月 日付けで申請のあった下記小規模専用水道の布設工事の設計については、船橋市小規模水道条例第 4 条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同条例第 7 条の規定により通知します。

記

1 小規模専用水道の名称及び所在地

名 称

所在地

注) 工事着手が予定日より長期に延期される場合は、「小規模専用水道布設工事延期届出書」を必ず提出すること。

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

小規模専用水道布設工事設計不適合通知書

船橋市小規模水道条例第6条の規定により 年 月 日付けで申請のあった下記小規模専用水道の布設工事の設計は、下記の事項について船橋市小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合しないので、同条例第7条の規定により通知します。

記

1 小規模専用水道施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 適合しない点

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

小規模専用水道布設工事設計不確認通知書

船橋市小規模水道条例第6条の規定により 年 月 日付けで申請のあった下記小規模専用水道の布設工事の設計については、下記の事項について船橋市小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合するかしないかを判断することができないので、同条例第7条の規定により通知します。

記

1 小規模専用水道施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 判断することができない理由

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

船橋市保健所長 ㊟

小規模専用水道施設検査結果通知書

船橋市小規模水道条例第8条第1項の規定により、給水開始前の届出があった施設（ 年 月 日付け 第 号）の施設検査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 検査実施日

年 月 日

2 検査結果

(ア) 合格

(イ) 不合格

理由：

注) 不合格の場合は改善終了後、再度検査を実施するものであること。

様式第3号

小規模専用水道届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

私の設置する水道施設が、船橋市小規模水道条例第2条第2項に規定する小規模専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

1 設置年月日

2 小規模専用水道となった年月日

添付書類

- 1 小規模専用水道となるまでの経過を記載した書類
- 2 給水末端における水質検査の結果を記載した書類
- 3 確認申請に準ずる書類

様式第4号

小規模専用水道布設工事延期届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

小規模専用水道布設工事の着手を延期したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号 年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 工事延期期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 工事延期の理由

様式第5号

小規模専用水道布設工事中止届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

小規模専用水道の布設工事を中止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日 指令第 号 年 月 日
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 工事中止年月日
- 5 工事中止の理由

様式第6号

小規模簡易専用水道届出書

年 月 日

船橋市保健所長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

私の設置する水道施設が、船橋市小規模水道条例第2条第2項に規定する小規模簡易専用水道に該当することとなったので、下記のとおり届け出ます。

記

1 設置年月日

2 小規模簡易専用水道となった年月日

添付書類

- 1 小規模簡易専用水道となるまでの経過を記載した書類
- 2 給水開始の届出に準ずる書類

様式第7号

施設番号	
------	--

年 月 日

船橋市保健所長 あて

年 月に検査した結果を次のとおり報告します。

施設名

管理責任者

水質検査月報

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素量 mg/L	採取場所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

様式第8号の1

小規模専用水道施設概要書（台帳）

整理番号	
------	--

施設 の 名称・所在地	(TEL)		
設置者 の 住所・氏名	(TEL)		
管理者 の 住所・氏名	(TEL)		
確認番号		確認年月日	
給水開始 年 月 日		小規模専用水道 届出年月日	

計画時給水人口	人	一日最大給水量	m ³
現在給水人口	人	一日平均給水量	m ³
原水の種別			
取水地点			
浄水方法			
水質検査機関名			
居住有無			
他法令に 基づく許可等			
水道施設 の 概要	(給水フロー)		
備考	(特記事項等)		

届出・行政処分等の記録

年 月 日	記事

整理番号	
届出年月日	年 月 日

小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）

1 建築物の概要

名 称						
所 在 地	(TEL)					
設 置 者	(TEL)					
管 理 者	(TEL)					
主たる用途						
建 築 規 模	延床面積	m ²	地上	階	地下	階
給 水 開 始 年 月 日						
他法令に 基づく許可等						

2 水道施設の概要

水 源					
受 水 槽	設置場所		設置基数	基	
	設置方式		材 質		
	有効容量	縦 横 有効水深 m ³ (m × m × m)			
高 置 水 槽	設置場所		設置基数	基	
	有効容量	m ³	材 質		
用 途					
主要配管					
使用状況	水量	m ³ /日	使用者人数	人 /日	塩素滅菌機

3 特記事項

--	--	--	--	--	--

※管理状況検査の実施状況

検査年月日	検査の結果	検査年月日	検査の結果
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()
	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 ()

届出・行政処分等の記録

年 月 日	記事